○岸和田市産業活性化推進委員会規則

平成25年3月29日規則第16号

改正

平成29年3月27日規則第4号

岸和田市産業活性化推進委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市産業活性化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

(1)　産業政策に関して学識経験を有する者

(2)　公共的団体の代表者

(3)　公募した市民

(4)　その他市長が指名する職員

（任期）

第3条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2　委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第7条　委員会の事務局は、魅力創造部産業政策課に置く。

（その他）

第8条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（会議招集の特例）

2　第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選による委員長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附　則（平成29年3月27日規則第4号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成29年4月1日から施行する。